

北区	府中市	文科省：小学校・中学校施設整備指針 ※児童(小学校)、生徒(中学校読み替え)
<p>普通教室、少人数・習熟度教室、廊下・オープンスペース</p> <p>(1) 普通教室エリア</p> <p>① 普通教室 ア 普通教室数は、将来人口の推移を踏まえて決定する。 イ 低学年児童の教室は、管理諸室の近くに設け、安全性等にも配慮した位置とする。 ウ 児童(生徒)の用具等が収まる十分な収納スペースを設ける。 エ 廊下と教室の間に可動式の間仕切りを設置し、空調効果、会話や歌等の遮音、廊下からの視線等を考慮し、必要に応じて閉じて使用できるようにする。</p> <p>② 少人数教室 少人数学習、習熟度別学習等に対応できるものとする。</p> <p>(2) 特別教室(省略)</p> <p>(3) 多目的スペース 多様な学習活動に対応できるように、普通教室の近くに整備する。また、児童の増減時期に対応するため、普通教室等への転用を考慮した可変性の高い配置や設えとする。</p> <p>① オープンスペース ア 特別教室等の通過動線にならないように考慮するとともに、児童が落ち着ける空間を配置するように計画する。 イ 図書コーナー、教材コーナーを用意するなど、さまざまな授業の展開ができるように考慮する。</p> <p>② 多目的ホール(ランチルーム) ア 各学年から使用しやすい位置に配置する。 イ 集会や会議等、多目的に使用できることを想定した設備とする。 ウ ランチルームとして使用する場合には、衛生管理を踏まえた計画とする。 エ 学習活動の幅を広げる目的で特別教室と隣接して配置することも考慮する。</p> <p>③ 多目的室 児童の増加期には、優先的に普通教室に転用することを考慮した設えとし、普通教室として使用しない場合には、授業の他、研究発表会、保護者説明会等多目的に活用する。</p>	<p>ア.普通教室の広さ ・小・中学校の普通教室の広さは、40人学級編成を基準とした上で、小学校では2人1組を横に4列、縦に5列、中学校では、一人一人が独立して、横に6列、縦に7列の配置を想定。 ・普通教室の広さは、この配列に対し、以下に示す6つの条件を満たす広さとするとして、原則、小学校の普通教室では8m×9m、中学校の普通教室では8m×10mの大きさを確保します。中学校においては、小学校と比べ、机の配置レイアウトが異なることに加え、体格差なども考慮し、小学校より普通教室の広さを大きくしています。</p> <p>イ.普通教室の整備方針 (ア) 普通教室は、防犯・安全面を考慮し、原則として2階以上に配置できるよう配慮する。 (イ) 落ち着いた集中しやすい学習空間を確保するために、教室と廊下の区分けを明確にし、遮音性に配慮する。 (ウ) 子供たちや教職員の使いやすさに配慮した十分な掲示スペースを確保。 (エ) 黒板が見えやすいよう、机・椅子、ロッカー等配置設置方法にも配慮する。 (オ) 黒板と映写機能の両方を備えるつくりとする。 (カ) 給食の配膳スペース等、児童・生徒の生活に必要なスペースを確保する。 (キ) 普通教室に設置していた手洗いは、廊下などへ集約化。</p>	<p>(1) 多様な学習形態に対応する机、家具などの配置が可能な面積、形状等とするとともに、児童の生活の場としてふさわしく児童にとって魅力ある場として計画することが重要である。また、児童にとって安心して落ち着くことのできる場として計画することも重要である。 (2) 特別教室型の場合には、国語・社会・数学等の特別教室を持たない教科の学習は普通教室で行うことになるため、これらの教科の学習に必要な施設・設備を備えることが望ましい。(中学校) (2) 十分な面積の掲示板を壁面等に設けることが重要である。 (3) 必要に応じ水栓、流し等の設備を設置することのできる空間を確保することも有効である。(小学校) (4) 低学年用の普通教室は、生活科、図画工作等の教科学習や合科的な内容の学習が行われることを考慮して計画することが望ましい。 (5) 収納棚その他の生活用設備は、児童のための動作空間とともに、教室の周辺部の日常的に目の届く位置に計画することが重要である。 (6) ICTを日常的に活用できる環境とすることが重要である。 (6) 教科教室型の場合においてホームベース等を生徒の生活空間や学級活動を行う場等として計画するときは、動作空間とともに、少なくとも、持ち物、学級の備品等を収納し、保管することのできる収納家具を配置できる面積、形状等とすることが望ましい。(中学校) (7) 観察台等を、児童の活動空間とともに、窓側等に計画することが望ましい。 その際、足掛りとならないようにし、併せて、墜落防止に配慮することが重要である。 (8) 障害のある児童が通常の学級に在籍することがあることを踏まえ、必要に応じ、後述の「4 特別支援学級関係室」や「5 通級による指導のための関係室」の内容を準用する。</p>